

8 後期高齢者医療制度の廃止について

【新政権のマニフェスト】

■ 後期高齢者医療制度は廃止し、国民皆保険を守ります

- ・ 後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。
- ・ 被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。

《課題》

- 後期高齢者医療制度を廃止した場合の高齢者の医療費について、高齢者の負担と各医療保険者からの若年者の負担のルールが不明確である。
- 県内では、国民健康保険に再加入する約9割の方の保険料が上がり、また、高齢者の構成により市町村で最大1.6倍（全国：5倍）の保険料の格差が発生する。
- 国民健康保険の負担増は国が支援するとされているが、地方自治体の負担が明らかにされていない。
- 地域保険との一元化について、明確な制度像が明らかにされていない。

○ 徳島県町村会の意見

制度発足から1年が経過し、ようやく制度に対する理解が進みつつある状況の中で廃止すれば、制度を運営する広域連合や市町村はもとより、当事者である高齢者にも大きな混乱が生じることは明らかである。

また、制度導入の際に要した870億円に上がるシステム改修経費も無駄になり、新制度に移行するため、新たに多額の準備経費が必要となる。

以上のことから、単に制度を廃止してしまうのではなく、根幹は維持しつつ、必要な見直しを行ってより良い制度とすべきである。

「マニフェスト」の実現に向けて

【徳島発の提言・要望】

「国民皆保険の維持を」

マニフェストに掲げる「後期高齢者医療制度は廃止し、国民皆保険を守る」ためには、医療保険制度の中核となる市町村国保の課題解決が必要である。

《具体的内容》

① 「医療保険者の広域化の推進について」

国民皆保険制度を維持するためには、財政規模が零細なものが多い市町村国保の安定的運営を図ることが必要である。

このため、市町村国保の課題解決を図るとともに、広域連合の活用など医療保険者の広域化の推進を図られたい。

(参 考)

□後期高齢者医療制度の概要

- ・ 本県被保険者数（平成21年7月末） 111,848人
※（内 訳）
75歳以上の高齢者 107,077人
65歳以上75歳未満の一定の障害がある方 4,771人
- ・ 本県一人当たり平均保険料額 44,913円（平成21年度）
※高位順で全国39位 ※全国平均保険料額 約62,000円
※本県の保険料率
均等割額40,774円 所得割率7.43%
- ・ 本県の保険料収納率（平成20年度） 98.71%
- ・ 保険料の軽減対象者数（平成20年度） 70,517人
※軽減対象者は、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった方

□市町村国保の概要

- ・ 本県被保険者数（平成21年7月末） 195,041人
※被保険者数が1万人未満の小規模な保険者（市町村）が75%を占めている。
※被保険者規模別の保険者（市町村）数

被保険者数	市町村数
3,000人未満	9
3,000人以上10,000人未満	9
10,000人以上20,000人未満	5
20,000人以上	1

※市町村に住所を有し、他の公的医療保険の被保険者でない方を対象
- ・ 本県一人当たり保険料（税）調定額 県平均80,771円（平成19年度）
※最高額 徳島市 93,930円
最低額 上勝町 56,454円 （1.6倍の格差）
- ・ 本県の保険料（税）収納率（平成20年度） 90.34%
※最高 佐那河内村 97.89%
最低 徳島市 85.95%
- ・ 市町村国保の財政
単年度収支赤字市町村数
平成20年度 8市町村
平成19年度 21市町村
- ・ 保険料（税）の軽減対象者数（平成20年度） 109,121人
※軽減対象者は、低所得者

9 障害者自立支援法の廃止について

【新政権のマニフェスト】

■「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用負担を応能負担とする「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定する。

《課題》

- 「障害者自立支援法」には、「利用者負担のあり方」、「事業者の経営基盤の強化」等の問題があり、早期の改善が望まれる。
現在、地方の現場では、平成23年度末の経過措置期限を控え、施設体系・事業体系の移行の取り組みが進められており、「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定に当たっては、現場の混乱が生じることのないよう進める必要がある。
- 障害者のニーズに沿った障害福祉サービスが全国で等しく提供されるためには、地方に対して十分な財政措置が必要である。

「マニフェスト」の実現に向けて

【徳島発の提言・要望】

「実情を反映した制度設計を」

障害者福祉施策の推進においては、「利用者負担のあり方」、「事業者の経営基盤の強化」等が問題となっている。

今後マニフェストに定める「障がい者総合福祉法（仮称）」の策定に当たっては、法制定の成果が実感できるようにしてください。

《具体的内容》

- ①「法案検討の進め方」について
関係者や地方の意見を十分に聴取し、実情を踏まえて検討を進めるとともに、随時の情報提供を行うこと。
- ②「障害者の範囲・定義」について
「制度の谷間」にある発達障害等を明確に位置づけること。
- ③「利用者負担のあり方」について
「応益負担」から「応能負担」とすること。
- ④「サービス利用支給決定のあり方」について
多様な障害特性に応じたサービスが利用できる支給決定とすること。
- ⑤「事業者の経営基盤の強化」について
安定的に良質なサービスが提供できるよう、人件費等サービス報酬を改善すること。
- ⑥「障害福祉サービスのあり方」について
日常生活用具給付等^{*1}、移動支援^{*2}、日中一時支援^{*3}については、利用者のニーズに沿ったサービス提供が行われるよう改善すること。

(参考)

障害者自立支援法について

「障害者自立支援法」は、

- 身体障害・知的障害・精神障害の3障害の福祉サービスを一元化
 - 利用者本位のサービス体系への再編
 - 就労支援の強化
 - 支給決定における客観的基準の導入
- などにより、障害者の地域における自立した生活を支援することを目的として、平成18年4月の一部施行を経て、同年10月に全面施行された。

従来の制度を大幅に変更するもので、
施行当初から様々な問題が生じた。

障害者自立支援法の問題点

○障害者の範囲・定義

身体障害・知的障害・精神障害の福祉サービスの一元化が図られたが、制度の谷間にある発達障害等については明確に規定されていない。

○利用者負担のあり方

「応能負担」から「応益負担」へ変更され、原則として利用料の1割負担、食費等の実費負担となり、利用者負担が増大した。

○サービス利用支給決定のあり方

介護保険の要介護認定に類似した制度となり、知的障害や精神障害など多様な障害特性を反映した障害程度の認定となっていない。

○事業者の経営基盤の強化

「月払い方式」から利用した日数に応じた「日払い方式」へ変更され、事業者の収入が減少し、事業運営が困難になった。

○障害福祉サービスのあり方

障害者が地域で自立した生活を送るためには、日常生活用具給付等、移動支援、日中一時支援といった地域生活を支援するサービスに対するニーズが多く、その充実が望まれる。施設入所等経費が義務的経費とされる一方で、これらの支援事業は補助事業であり、サービス提供主体である地方自治体の財政力によるところが大きい。

- ※1 日常生活用具給付等：重度障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台や入浴補助用具、便器等の日常生活用具を給付又は貸与する。
- ※2 移動支援：屋外での移動が困難な障害者等について、介助者派遣等により社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援する。
- ※3 日中一時支援：障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中、一時的に障害福祉サービス事業所等においてサービスを提供する。

10 子育て支援について

【新政権のマニフェスト】

■年額31万2000円の「子ども手当」を創設する

中学校卒業までの子ども一人当たり年31万2千円（月額2万6千円）の子ども手当を創設する。（平成22年度は半額）

■父子家庭にも児童扶養手当を支給する

母子家庭と同様に、父子家庭にも児童扶養手当を支給する。

■保育所の待機児童を解消する

- ・小中学校の余裕教室・廃校を利用した認可保育所分園を増設する。
- ・認可保育所の増設を進める。

《課題》

子ども手当の創設，父子家庭にも児童扶養手当支給について

○地方が担う事務の範囲も含む制度設計全般及び財源が不透明である。

保育所の待機児童解消について

○保育所整備に要する市町村の財源が逼迫。

「マニフェスト」の実現に向けて

【徳島発の提言・要望】

「子育て支援制度に地方の声を」

本県における合計特殊出生率は、平成18年に上昇に転じたものの、平成19年に0.01ポイント低下し1.30となり、20年においても前年と変わらず1.30と非常に厳しい状況にあります。

県ではこれまで、「次世代育成支援行動計画」を策定し、「乳幼児医療費助成制度」の対象者拡大を図るなど地方の努力により各種の施策を展開しておりますが、マニフェストに掲げる「子育ての心配をなくし、みんなに教育のチャンスをつくる」ためには次の点に特に御配慮いただきたい。

《具体的内容》

①「子ども手当及び父子家庭に支給する児童扶養手当の財源について」

子ども手当の創設及び父子家庭にも児童扶養手当を支給することについては、子育て支援の観点から国策として取り組むべきであること。

②「地方の声を制度に反映」

制度化に当たっては、地方の声を十分に聞いた上で制度化を行うこと。

③「市町村への支援について」

認可保育所等の増設に当たっては、市町村に対する財政支援を充実させること。

④「地方単独施策の国策への転換について」

県単独施策（乳幼児医療費助成制度等）として、地方の努力により、取り組んでいる施策についても子育て支援の観点から国策として取組が行われるよう検討すること。

《現状》

(1) 児童手当

○手当額（所得制限あり）

3歳未満の児童	一律	10,000円	(月額)
3歳以上の児童	第1子・第2子	5,000円	(月額)
	第3子以降	10,000円	(月額)

○費用負担割合

対象児童	支給区分	事業主	国	県	市町村
0歳～3歳未満	児童手当被用者	7/10	1/10	1/10	1/10
	児童手当非被用者	—	1/3	1/3	1/3
	特例給付	10/10	—	—	—
3歳以上～小学校修了まで	小学校修了前特例給付	—	1/3	1/3	1/3

被用者：厚生年金等加入事業主に雇用されている者（例：サラリーマン等）

非被用者：被用者及び公務員でない者（例：自営業者、農家等）

特例給付：被用者であって、児童手当の所得制限を越えており、かつ一定所得額未満の者

○実績

平成20年度	支給対象児童数	78,675人
	県負担額	約1,452,189千円

(2) 児童扶養手当

○支給要件：父と生計を同じくしていない児童を監護・養育する者（母子家庭の母又は養育者）

○支給額：全部支給41,720円、一部支給41,710～9,850円
(月額) 児童2人目5,000円加算、3人目以降1人つき3,000円加算

○費用負担：国1/3、都道府県等2/3（平成18年度～）
<平成17年度までは、国3/4、都道府県等1/4>

○決算額：平成20年度決算
県：約7億2千3百万円（うち一般財源4億8千2百万円）
市：約23億7千9百万円（うち一般財源15億8千6百万円）

(3) 保育所の待機児童解消のための認可保育所等の増設について

○現状・課題

市町村が実施する公立保育所及び民間保育所の施設整備に対し、地方債の起債等は認められているが、後年度の償還金に対する地方財政措置がない。そのため、保育所整備促進を図るたびに市町村の後年度負担が増加し、財政を硬直化させている。

○提言に係る補足説明

市町村の財政支援を図るため、後年度の償還金全額に対する地方財政措置を行うか、複数年度にわたる整備事業費を一括交付金として交付すること。

1 1 公立高校の授業料の実質無料化について

【新政権のマニフェスト】

■ 公立高校を実質無償化する

公立高校生のいる世帯に対し、授業料相当額を助成し、実質的に授業料を無料とする。

【民主党政策集 INDEX2009】

- ◆ 高等学校は希望者全入とし、公立高校の授業料は無料化します。
- ◆ この内容を具体化した「高校無償化法案」は参議院で可決されましたが、引き続き同法案の成立を目指します。

《課題》

- 「高校無償化法案」の手法では、保護者、市町村及び、学校において多大な事務負担が発生する。
 - ・ 保護者：市町村に受給申請、学校に受給申請に必要な各種証明の交付申請
 - ・ 市町村：保護者からの申請に基づき就学支援金を支給
 - ・ 学校：保護者からの申請に基づき在学証明、授業料納付証明を交付
 - ※ 《参考》事務処理フロー参照
- 市町村から保護者に支給されるため、学校に対する確実な納入が担保されていない。

「マニフェスト」の実現に向けて

【徳島発の提言・要望】

「事務の効率化と確実な納入を」

公立高校の授業料の実質無料化にあたっては、保護者及び学校等の事務負担の軽減を図るとともに、学校設置者に確実に納入される制度設計とすること。

《具体的内容》

① 「制度設計について」

国から市町村を経由して保護者に支給する方法から、現在の私学助成制度を参考に、国から直接、学校設置者に財源が措置される制度設計とすること。

② 「財源措置について」

この制度に必要な財源の総額を確保した上で、確実に保護者負担の軽減が図られるよう、新たな国庫補助制度の創設により適切な財源措置を講じること。

《参考》

1 「高校無償化法案」の概要

(1) 正式法案名

「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等修学支援金の支給等に関する法律(案)」

(2) 市町村長は保護者の申請に基づき「高等学校等就学支援金」を支給する。

(3) 対象となる学校

高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校、高等専門学校

(4) 支給額(公立)

1年当たりの授業料の標準となるべき額として政令で定める額(交付税単価を想定)とし、月を単位として支給する。

・全日制 118,800円(月額9,900円)

・定時制 32,400円(月額2,700円)

・通信制 6,000円(月額500円)

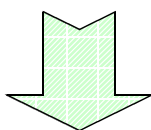
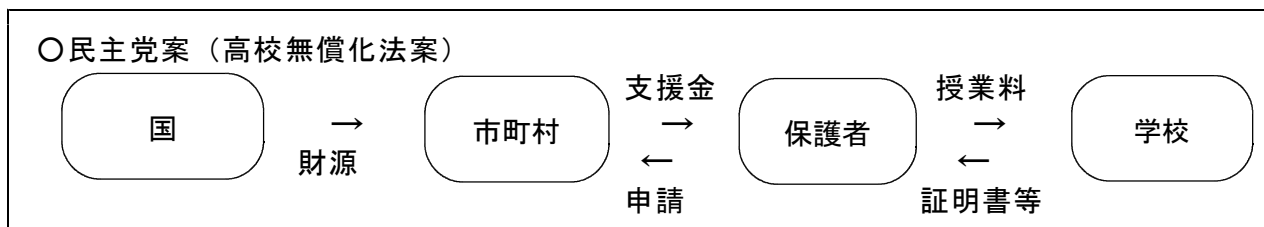
(5) 支給方法

・保護者が住所地の市町村長に申請し支給決定を受ける必要がある。

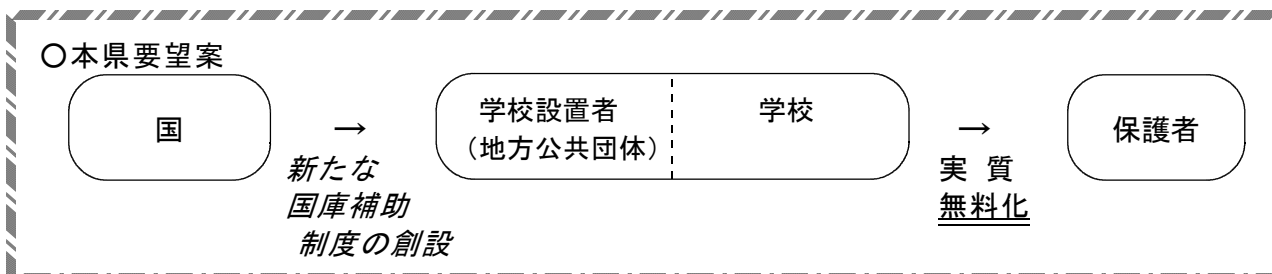
・市町村長は年3回(4~7月分,8~12月分,1~3月分)に分けて保護者に支給する。

・市町村長は保護者が授業料を滞納しているときは、政令で定めるところにより就学支援金を支給しないことができる。

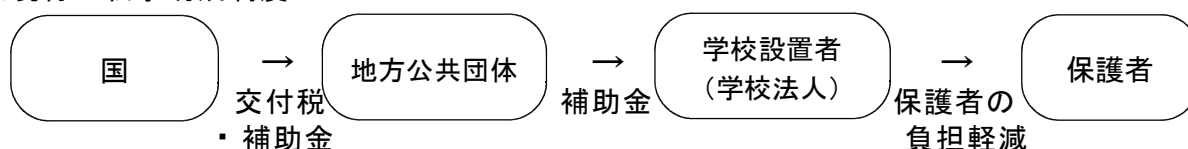
2 事務処理フロー



- 保護者や関係機関の事務負担の軽減
- 学校設置者へ確実に納入



※現行の私学助成制度



12 南海地震等の大規模災害対策について

【新政権のマニフェスト】

■ 公平で、簡素な税制をつくる

租税特別措置の効果を検証し、真に必要なものは「特別措置」から「恒久措置」へ切り替える。

【民主党政案集 INDEX2009】

- ◆ 大規模地震時の被害軽減のため、既存不適格住宅の耐震改修を進める。
- ◆ 被災者生活再建支援法について、引き続き制度の円滑な運用が図られるよう取り組む。

《課題》

耐震改修促進税制について

- 耐震改修を含めた住宅の改修は、個人のライフステージに影響されることが多く、期間限定の撤廃が必要
- 耐震改修の平均工事費は約160万円であり、個人の負担が多く、現行の所得税の税額控除枠の拡大が必要

被災者生活再建支援法について

- 戸数の要件緩和など法が適用される基準の緩和
- 南海地震等の広域的な大規模災害には対応できない

「マニフェスト」の実現に向けて

【徳島発の提言・要望】

「大規模災害に備えた法整備を」

南海地震等の大規模地震時に備え、既存不適格住宅の耐震改修が促進できるよう税制の改正に配慮されたい。また、被災者生活再建支援法については、法の対象となる自然災害の要件緩和等を行い、被災者の生活再建が早期に図られるよう配慮されたい。

《具体的内容》

① 「耐震改修促進税制について」

耐震改修促進税制の「恒久措置」化と税額控除枠の拡大を図ること。
(控除期間の複数年化)

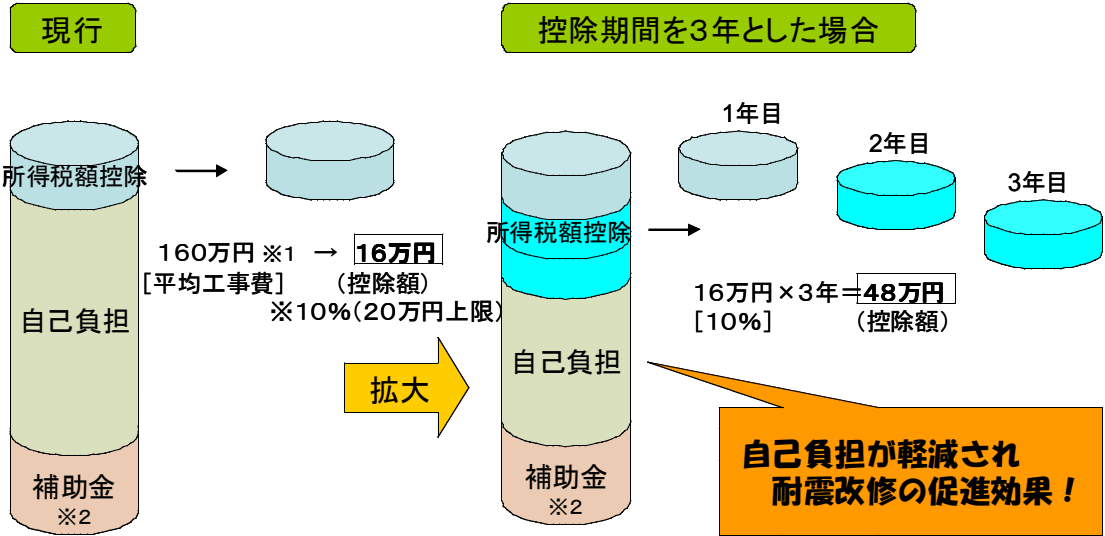
② 「被災者生活再建支援法について」

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害の要件緩和を行うこと。
(世帯数の引き下げ・半壊以上を対象)

③ 「広域的な大規模災害について」

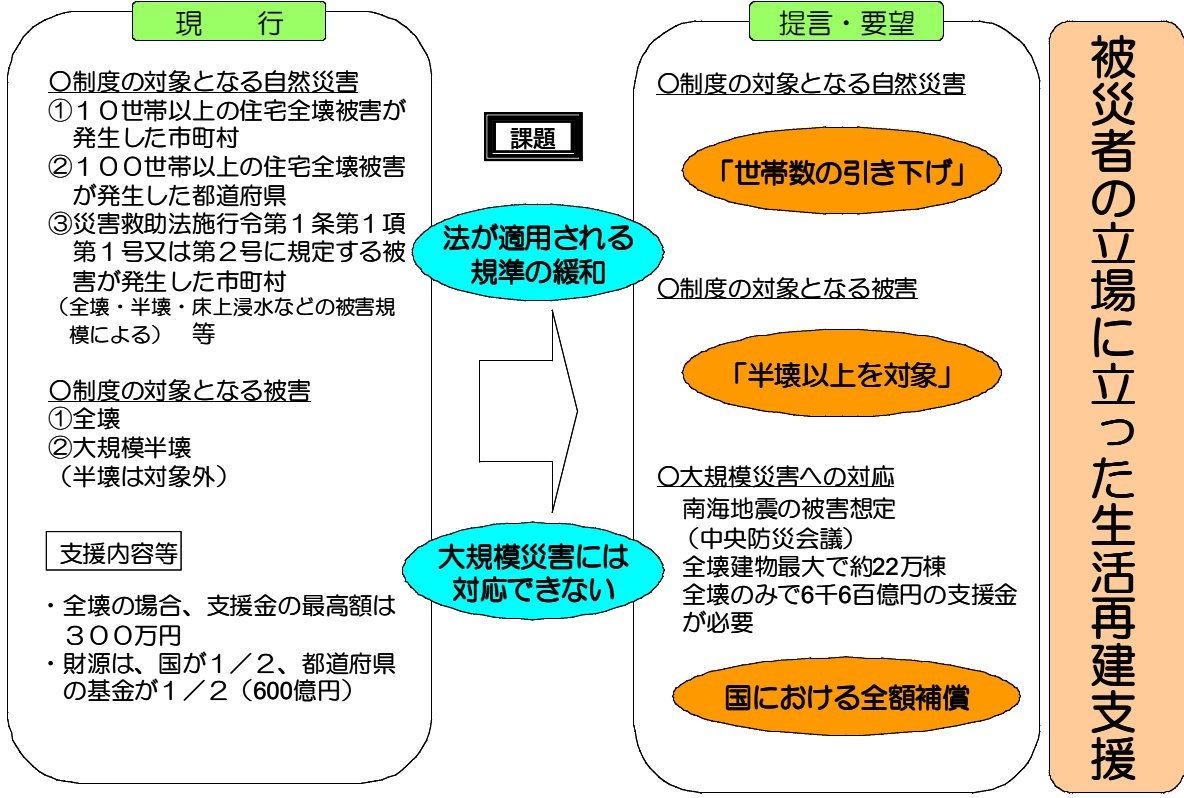
南海地震をはじめとする広域的な大規模災害が発生し、被災者生活再建支援法で対応できない場合には、国の全額補償とするなど所要の措置を講じること。

耐震改修促進税制(所得税関係)における控除枠拡大のイメージ



- ※1 徳島県の耐震改修工事の平均は、約160万円となっています。
- ※2 耐震改修工事の補助金は、地方公共団体それぞれ異なります。(徳島県では、工事費の2/3以内かつ上限60万円としています。)
- ※ 耐震改修促進税制に係る所得税の特別控除対象期間は、平成21年1月1日～平成25年12月31日までとなっています。また、その他として固定資産税(地方税)の減免措置もあります。

被災者生活再建支援法における要件緩和等



Ⅲ 「地域主権」社会の実現に向けた「新成長戦略」

13 過疎地域の再生について

【新政権のマニフェスト】

【民主党政策集 INDEX2009】

◆地域を再生させ、活気に満ちた地域社会をつくる

- 過疎地などを活性化して、地方の暮らしの安心を取り戻します。
- 過疎地などのコミュニティを再生・強化します。
- 過疎地域にふさわしいインフラ整備やコスト軽減に資する施策を推進します。

《課題》

- 急速な人口減少と著しい少子高齢化により、集落消滅の危機
- 三位一体改革などにより、都市部と過疎地域との格差が拡大
- 過疎地域を抱える基礎自治体は、財政状況が脆弱な小規模市町村
- ハード事業を中心とした現行過疎法は、平成21年度末で法期限
- 「ひもつき補助金」が廃止され、地方の自主財源に転換されても、自主財源の乏しい過疎市町村は必要な過疎対策の実施が困難

「マニフェスト」の実現に向けて

【徳島発の提言・要望】

「過疎地域の再生を」

「過疎地域を再生」させ、「活気に満ちた地域社会」を実現するため、農山漁村の戸別所得補償や生活コストの削減を図るとともに、過疎地域で暮らす住民の生活を守っている地方自治体に対して、より手厚い支援策を講じることにより、新たな過疎対策を推進していただきたい。

《具体的内容》

① 「ソフト対策の充実について」

コミュニティの再生や身近な生活輸送サービスなどの過疎地域の暮らしを守る取り組みや、本県の上勝町の葉っぱビジネス「いろどり」のような地域の活力を最大限に発揮した取り組みなど、「住民生活に密着したソフト対策」を重点的に支援すること。

② 「社会資本整備について」

「都市部と過疎地域の格差解消」と「過疎地域の生活向上」を図るため、生活道路の整備や学校の耐震化など、住民生活に必要な社会資本の整備を支援すること。

③ 「都道府県への支援制度について」

「医療の確保」や「交通の確保」など、過疎地域における広域的な課題に積極的に取り組む都道府県への支援制度を創設すること。

④ 「新たな立法措置について」

こうしたことを実現するためには、「法律に基づく国の特別な支援」が必要であり、新たな過疎対策を実現するため「立法措置」を講じること。

本県過疎地域の現状

- ★過疎市町村数は県全体(24)の過半数(13)を占め、県土面積の7割を超える
- ★過疎地域の高齢化率36.8%(全国過疎地域30.2%)
- ★限界集落の割合25.6%(全国平均12.7%)
- ★耕作放棄地の割合15.9%(全国平均9.7%)
- ★市町村道路改良率 本県過疎市町村27.3%(全国過疎地域51.2%)

過疎地域住民の生活を守る県・市町村に対し
法律に基づく総合的な財政支援策が不可欠

施策の方向性

地域を再生させ、活気に満ちた地域社会をつくる

四つの『視点』

既存ストックの活用

『民間力』の導入促進

安全・安心な暮らしの確保

国土・環境保全の強化

☆ソフト事業の支援の拡充・強化
☆ICTの積極的な利活用の促進を
踏まえた、具体的な支援策が重要

新たに取り組むべき支援策の具体例

1 地域の実情に即して市町村が実施するソフト事業へ過疎債を適用

- 地域住民などが行うコミュニティ活動への支援
- 限界集落などの維持・活性化に向けた取り組み
- ICTを活用した高齢者の安否確認などの生活安全対策の取り組み
- 高齢者のための身近な生活交通・輸送サービスの確保
- 過疎地域における医療・福祉サービスの充実
- 農林水産業などの地域産業におけるコミュニティビジネスへの支援
- 耕作放棄地の活用や鳥獣被害防止など生活環境を維持するための取り組み

2 住民の暮らしを支える社会資本整備へ過疎債を適用

- 住民生活に密着した生活道路や上下水道などの整備
- 過疎地域の情報格差の是正のための情報通信基盤の整備
- 子どもたちの安全・安心を確保するための学校施設の耐震改修

3 都道府県の役割強化

- 基幹道路や地域医療の確保など、ソフト・ハードを含めた都道府県が実施する事業について、過疎債の対象事業として新たに加えるものとし、過疎市町村の枠を超えるような広域的な取り組みを、都道府県が主体となって行うことができる仕組みづくり。

《参考》 現行過疎法における過疎債

- ①対象事業:原則ハード事業(ソフト対策は第3セクターへの出資のみ)
- ②充 当 率 : 充 当 率 10 割、元利償還金の7割を交付税措置
- ③過疎債の発行:市町村のみ

14 地球温暖化対策の推進について

【新政権のマニフェスト】

■地球温暖化対策を強力に推進する

CO₂等排出量を2020年までに25%減（1990年比）、2050年までに60%超減（同前）を目標とする。

【具体策】

- ①キャップ&トレード方式による実効ある「国内排出量取引市場」の創設
- ②「地球温暖化対策税」の導入
- ③「CO₂の見える化」の推進 など

《課題》

- 産業・経済面への影響の克服
- 国民全体の合意形成と主体的な取組の推進

「マニフェスト」の実現に向けて

【徳島発の提言・要望】

「地域重視の温暖化対策を」

地球温暖化対策の推進に当たっては、地方が果たすべき役割の重要性に鑑み、地方公共団体の自主的・積極的な取組を幅広く支援するとともに、地域経済や中小企業の振興につながる制度の構築に努められたい。

《具体的内容》

①「国内排出量取引市場の創設について」

キャップ&トレード方式による「国内排出量取引市場」の創設に当たっては、以下の点を考慮した仕組みを構築すること。

ア 企業の排出枠の設定において経営基盤の脆弱な中小企業に最大限配慮するとともに、中小企業の排出削減に向けた取組を助長する仕組み

イ 植林や間伐等の森林整備によって得られたCO₂吸収量を、国内排出量取引市場で円滑に取引できる仕組み

②「地球温暖化対策税の導入について」

今後、地方公共団体が地域の実情に即した効果的な地球温暖化対策をより一層強力に推進できるよう、税収の50%を地方枠として配分するとともに、各地方公共団体への配分に当たっては、CO₂の主要な吸収源である森林面積等を加味すること。

③「『CO₂の見える化』の推進について」

農林水産分野におけるカーボンフットプリント制度定着のためのモデル事業を、本県など農林水産業の盛んな地域において展開することにより、実効ある施策の推進に努めること。

④「国民一人ひとりの意識改革について」

地球温暖化対策をはじめとした様々な環境課題を解決するためには、ライフスタイルを変革するための国民一人ひとりの意識改革が不可欠であることから、家庭をはじめ、学校、地域、職場など、あらゆる場と機会を通して「環境教育」や「実践活動」を推進する核となる「環境教育推進センター（仮称）」を各都道府県に設置すること。